

日 時	令和3年11月2日14時30分	場 所	本庁舎3階 北側会議室
出席者	委員：鶴崎、松野尾、讃井、田中、藤野、藤田 事務局：建築指導部長 柴田、建築指導課長 尾本、指導係長 伊東、道路判定係長 下平、坂本、吉川、石作、上野、都心創生課 計画調整係長 定講、松本、都心プロジェクト推進係長 小川、百崎、監察第1係長 安部		
案件概要	第284号議案 敷地等と道路との関係 (西区大字田尻地内) 第285号議案 再開発等促進区等の制限の緩和等 (中央区天神一丁目地内) 第286～337号議案 (包括同意報告) 敷地等と道路との関係 第338号議案 (包括同意報告) 道路内の建築制限 第339号議案 (包括同意報告) 第一種低層住居専用地域等内における建築物の高さの限度		

◇は建築審査会委員の質疑及び意見を示す。→は事務局の回答及び意見を示す。  
 今回の建築審査会の傍聴人はなし。

●第284号議案 — 非公開 —

●第285号議案 — 同意 —

事務局より計画位置及び図面の詳細説明を行い、各委員とも一致して本議案を認めた。  
 (主な審査内容)

- ◇現在、天神交差点部における地下街入口の上屋が歩道上に設置されているが、今後はどうなるのか。  
 →本計画で地下街との接続口を建築物内に設けるため、竣工後は歩道上の上屋は撤去する予定である。
- ◇地下2階の地下街への接続口は従前の位置と同じか。  
 →従前の位置で計画されており、段差のないバリアフリーに配慮した計画とされている。
- ◇天空率の検証において、何か基準等はあるのか。  
 →現行法規制の範囲内で想定される建築物の形態による天空率に対して、地区整備計画段階において、概ね9割を1つの目安として、容積率、形態規制の緩和による影響が軽微であることを確認した上で、個別計画の中でも地区整備計画段階よりもよくなることを確認している。
- ◇地下の歩行者用通路Aは今回の計画建築物と同時に作るのか。  
 →歩行者用通路Aは現在施工中であり、今回計画建物も完成後には歩行者用通路Aと接続する。
- ◇6階の斜線がかかる部分に屋上と記載があるが、どういった機能があるのか。  
 →テラスを設置しており、緑化を設け、歩く人からも緑が見えるような計画とする。
- ◇地下から地上に上がるエスカレーター、エレベーターはどこに設置されるのか。  
 →広場に面した位置にエレベーター、明治通り沿いにエスカレーターを設置し、地下街の開放時間にあわせて利用できるよう事業者が調整中である。

●第286号議案～第337号議案 — 非公開 —

●第338号議案

(包括同意報告)

事務局より包括同意の内容について説明を行った。

(主な質疑内容等)

特になし。

●第 339 号議案

(包括同意報告)

事務局より包括同意の内容について説明を行った。

(主な質疑内容等)

特になし。

11 月分予定 日時：11 月 26 日（金） 14 時 30 分から 場所：福岡市役所 15 階 1503 会議室

12 月分予定 日時：12 月 27 日（月） 14 時 30 分から 場所：福岡市役所 15 階 1503 会議室